

平成26年草加市議会12月定例会提出議案

議案

第111号議案 市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

一般職の職員の勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き上げるとともに、発達支援センター診療所管理者の報酬の額を改定するものです。

2 内容及び施行期日

- (1) 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当支給率の改正（平成26年12月1日適用）

ア 平成26年12月期期末手当 100分の205 → 100分の220

イ 平成27年以降（平成27年4月1日施行）

(ア) 6月期期末手当 100分の190 → 100分の197.5

(イ) 12月期期末手当 100分の220 → 100分の212.5

- (2) 発達支援センター診療所管理者の報酬額の改正（平成27年1月1日施行）

月額500,000円 → 月額1,000,000円

第112号議案 損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

平成26年4月23日午後2時20分頃、維持補修課の職員が公務のため道路維持作業車で市道1012号線を走行中、草加市青柳五丁目37番3号地先において道路維持作業車から溶接用マスクが落下し、溶接用マスクに接触した軽貨物自動車に乗車していた者に頸椎捻挫等の負傷をさせたものです。

2 損害賠償の額

1,882,059円